



# 外国人人材活用のポイントと事例

令和7年9月14日



高橋哲平



# 1. 自己紹介

## 高橋 哲平 (たかはし てっぺい)

株式会社World.Human.Support 取締役  
公益財団法人 埼玉県産業振興公社 外国人人材活用支援アドバイザー  
中小企業診断士・社会保険労務士

### 【職歴】

- ◆2001年～ 大手小売業 鮮魚部門 (アジを1日10ケース捌く)
- ◆2003年～ 塗料卸売業 営業部門 (ペイント商人 別名 油売り)
- ◆2007年～ 塗料製造業 営業部門・人事部門
- ◆2018年～ 技能実習生監理団体職員
- ◆2020年～ 独立開業 (登録支援機関として特定技能に従事)





# 1. 自己紹介

## 特定技能外国人材の紹介・支援はお任せください

安心・迅速・多言語対応のプロフェッショナル



会社名：株式会社World.Human.Support（ワールド ヒューマン サポート）

所在地：埼玉県川口市栄町3-4-14 ダイヤピア1階 B

設立年：2020年4月

事業：登録支援機関、有料職業紹介事業、無料職業紹介事業、  
外国人材活用・採用コンサルティング



## 2. アジェンダ

1. 自己紹介
2. アジェンダ
3. イントロダクション ～増加傾向にある外国人入国者～
4. 技能実習制度の歴史 ～本音と建て前に塗り固められた制度～
5. 技能実習制度の実際 ～監理団体職員としての経験談～
6. 特定技能制度の歴史 ～建前を脱ぎ捨てた外国人材受入れ～
7. 登録支援機関としての使命 ～外国人材と企業をつなぐ架け橋～
8. 特定技能外国人からの相談事例 ～就労現場から見える光と影～
9. 外国人材活用における社労士の役割 ～法令遵守と職場改革のパートナー～
10. 質疑応答



# イントロダクション ～増加傾向にある外国人入国者～



## 3.イントロダクション



2020年10月（朝7：00）  
羽田空港国際線ターミナル到着ロビー

コロナ禍における入国制限



2023年4月（朝7：00）  
羽田空港国際線ターミナル到着ロビー  
水際対策完全解除



## 3.イントロダクション

### 【絶えることのないニュース】

<ネット検索> 「人手不足 外国人」でヒットしたニュース

- ◇愛知県の外国人6.6%増の32万人 製造業の人手不足でニーズ強く  
(2025年8月6日 日本経済新聞)
- ◇鹿児島県の外国人住民が過去最多に 増加率全国4位 背景に人手不足  
(2025年8月7日 YAHOOニュース)
- ◇測量士にネパール人、人手不足で後輩外国人も続々入社 熊本の企業で  
(2025年6月16日 日本経済新聞)

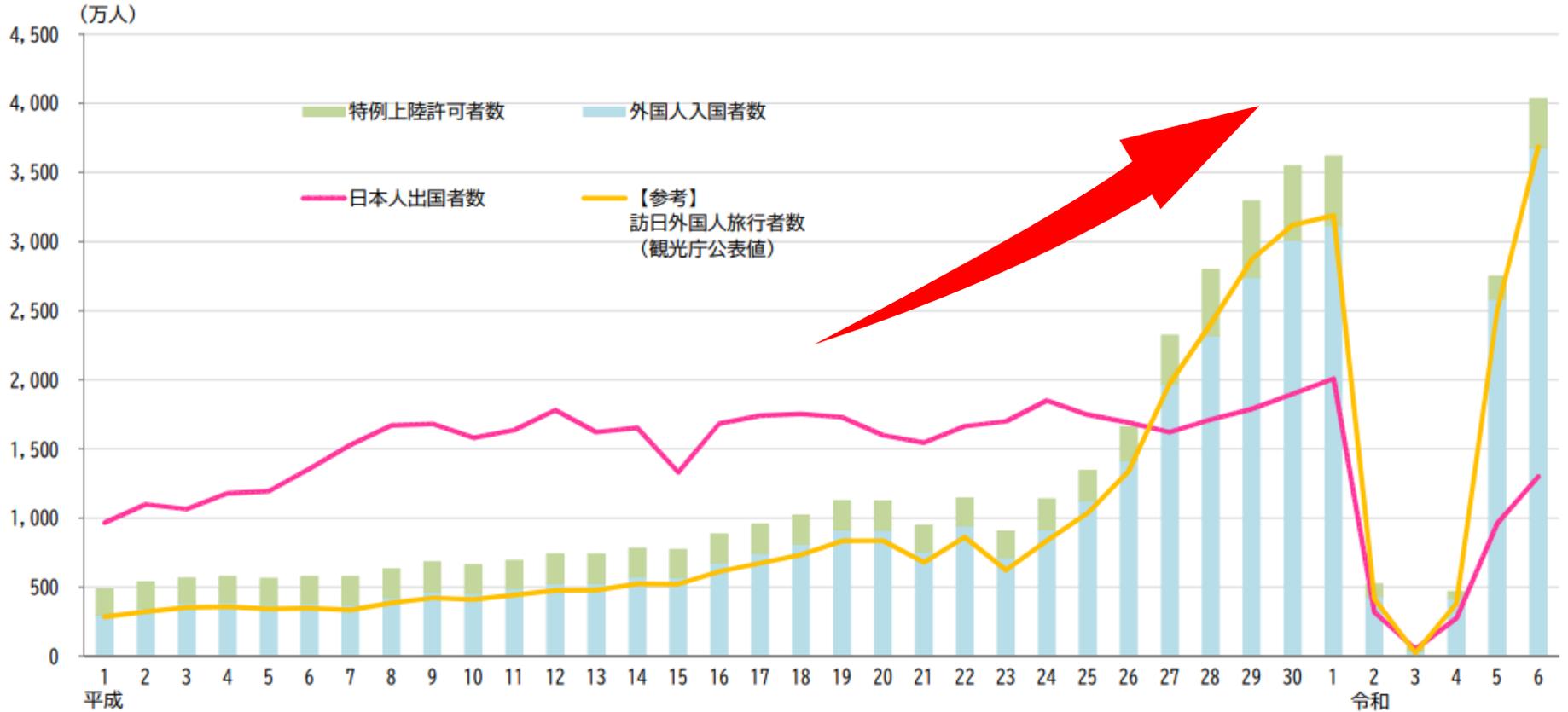
<ネット検索> 「技能実習・特定技能・事件」でヒットしたニュース

- ◇佐賀・伊万里の母娘死傷、ベトナム人実習生を逮捕 強盗殺人容疑  
(2025年7月28日 日本経済新聞)
- ◇「日本に来るために100万円以上の借金」増加するベトナム人犯罪  
(2025年4月26日 信越放送)
- ◇日本語試験替え玉「在留資格の特定技能への切り替え」  
(2025年6月6日 読売新聞)



# 3.イントロダクション

## 【第1図】 外国人入国者数・日本人出国者数等の推移

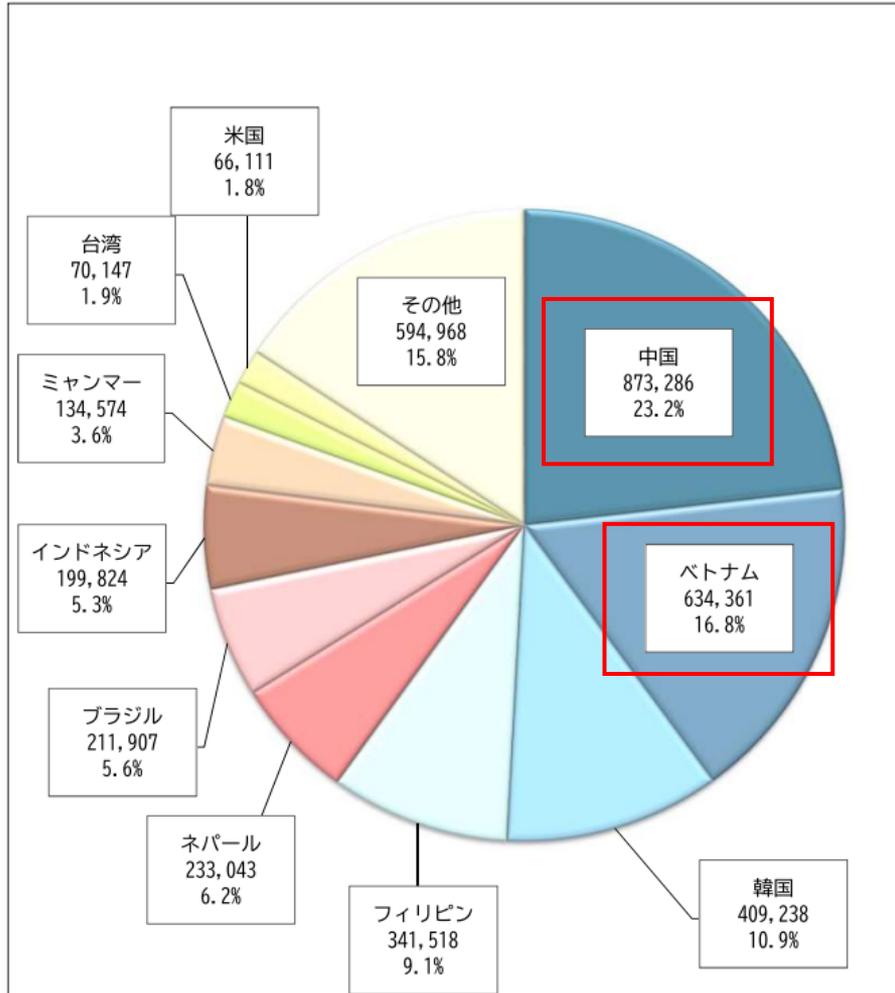


出典：出入国在留管理庁「令和6年6月現在における在留外国人数について」2024年6月、  
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001430940.pdf>

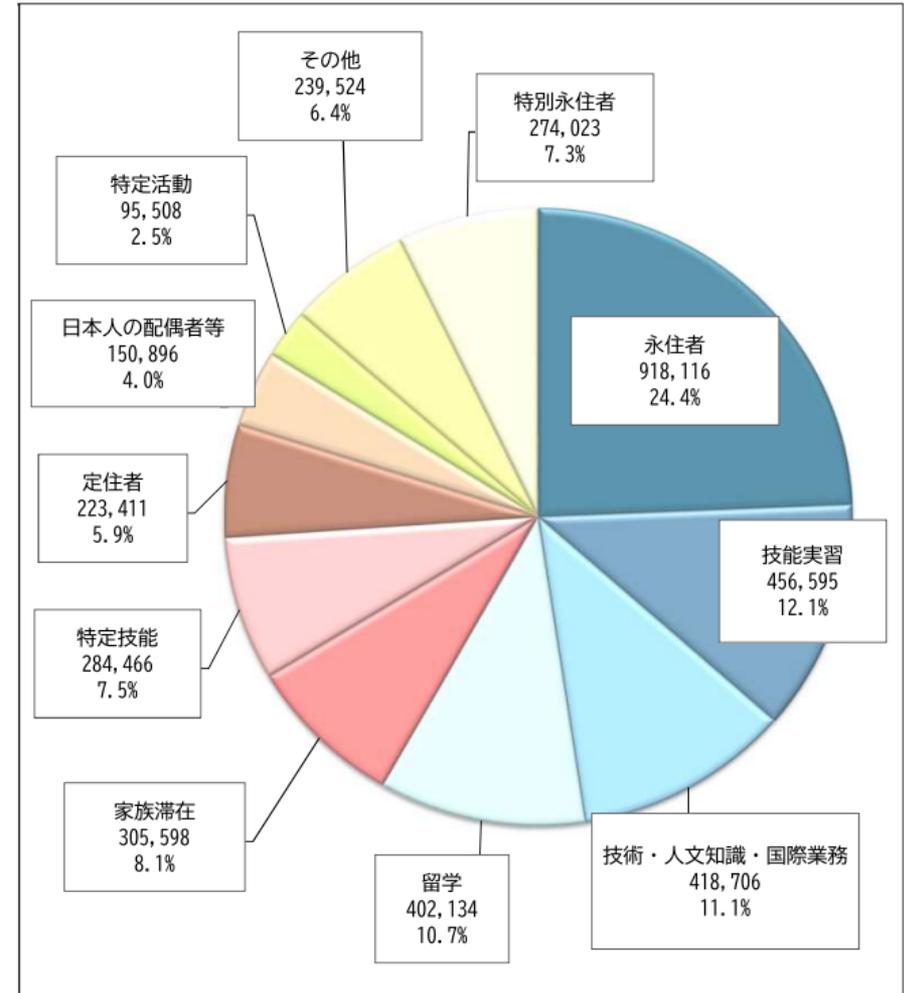


# 3. イントロダクション

【第2図】 国籍・地域別 在留外国人の構成比（令和6年末）



【第3図】 在留資格別 在留外国人の構成比（令和6年末）



出典：出入国在留管理局「令和6年における外国人入国者数及び日本人出国者数等について」  
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001434755.pdf>



# 3.イントロダクション

【第1表】 国籍・地域別 在留外国人数の推移

国籍・地域	平成24年末 (2012年末)	平成25年末 (2013年末)	平成26年末 (2014年末)	平成27年末 (2015年末)	平成28年末 (2016年末)	平成29年末 (2017年末)	平成30年末 (2018年末)	令和元年末 (2019年末)	令和2年末 (2020年末)	令和3年末 (2021年末)	令和4年末 (2022年末)	令和5年末 (2023年末)	令和6年末 (2024年末)	構成比	対前年末
														(%)	(%)
総数	2,033,656	2,066,445	2,121,831	2,232,189	2,382,822	2,561,848	2,731,093	2,933,137	2,887,116	2,760,635	3,075,213	3,410,992	3,768,977	100.0	10.5
中国	652,595	649,078	654,777	665,847	695,522	730,890	764,720	813,675	778,112	716,606	761,563	821,838	873,286	23.2	6.3
ベトナム	52,367	72,256	99,865	146,956	199,990	262,405	330,835	411,968	448,053	432,934	489,312	565,024	634,361	16.8	12.3
韓国	489,431	481,249	465,477	457,772	453,096	450,663	449,634	446,364	426,908	409,855	411,312	410,156	409,238	10.9	-0.2
フィリピン	202,985	209,183	217,585	229,595	243,662	260,553	271,289	282,798	279,660	276,615	298,740	322,046	341,518	9.1	6.0
ネパール	24,071	31,537	42,346	54,775	67,470	80,038	88,951	96,824	95,982	97,109	139,393	176,334	233,043	6.2	32.2
ブラジル	190,609	181,317	175,410	173,437	180,923	191,362	201,865	211,677	208,538	204,879	209,430	211,844	211,907	5.6	0.0
インドネシア	25,532	27,214	30,210	35,910	42,850	49,982	56,346	66,860	66,832	59,820	98,865	149,101	199,824	5.3	34.0
ミャンマー	8,046	8,600	10,252	13,737	17,775	22,519	26,456	32,049	35,049	37,246	56,239	86,546	134,574	3.6	55.5
台湾	22,775	33,324	40,197	48,723	52,768	56,724	60,684	64,773	55,872	51,191	57,294	64,663	70,147	1.9	8.5

※中国は総数が多いが前年増減率は6.3%と低調推移

※2番目に多い国「ベトナム」は12.3%の増減率（増加傾向）

※増減率が一番高い国は「ミャンマー」

※続いて、インドネシア（34.0%）、ネパール（32.2%）と増減率推移



# 3. イントロダクション

## 国籍・地域別 在留資格別 在留外国人人数(令和5年6月末)

(人)

国籍・地域	計	在留資格別											特別永住者
		中長期在留者	永住者	技能実習	技術・人文知識・国際業務	留学	家族滞在	定住者	特定技能	日本人の配偶者等	特定活動	その他	
<b>総 数</b>	<b>3,223,858</b>	<b>2,939,051</b>	<b>880,178</b>	<b>358,159</b>	<b>348,118</b>	<b>305,918</b>	<b>244,890</b>	<b>211,581</b>	<b>173,101</b>	<b>147,058</b>	<b>88,171</b>	<b>203,901</b>	<b>284,807</b>
対前年末増減率(%)	<b>4.8</b>	<b>6.5</b>	<b>1.9</b>	<b>10.2</b>	<b>10.9</b>	<b>1.8</b>	<b>7.5</b>	<b>2.2</b>	<b>32.2</b>	<b>1.4</b>	<b>-18.2</b>	<b>6.9</b>	<b>-1.4</b>
<b>中 国</b>	<b>788,495</b>	787,801	324,533	29,142	90,386	124,027	70,620	28,077	11,409	26,325	9,460	73,822	694
対前年末増減率(%)	<b>3.5</b>	3.5	3.2	1.2	9.6	-1.5	4.3	4.2	28.4	1.4	-15.5	7.7	-2.7
<b>ベトナム</b>	<b>520,154</b>	520,150	23,403	185,563	87,904	39,610	46,700	6,312	97,490	6,437	15,408	11,323	4
対前年末増減率(%)	<b>6.3</b>	6.3	4.7	5.2	12.7	-12.8	11.8	4.0	26.4	5.1	-41.1	13.7	0.0
<b>韓 国</b>	<b>411,748</b>	154,784	75,403	0	24,298	14,906	9,108	7,141	208	11,872	2,013	9,835	256,964
対前年末増減率(%)	<b>0.1</b>	2.7	0.8	-	5.3	5.5	-2.2	0.9	32.5	-0.5	210.6	2.8	-1.4
<b>フィリピン</b>	<b>309,943</b>	309,893	138,653	31,925	9,196	2,504	4,891	59,044	17,660	25,822	5,138	15,060	50
対前年末増減率(%)	<b>3.8</b>	3.8	0.8	9.6	6.3	0.9	6.7	2.5	33.6	1.4	-11.4	6.4	0.0
<b>ブラジル</b>	<b>210,563</b>	210,531	114,744	5	521	874	552	71,391	5	16,214	165	6,060	32
対前年末増減率(%)	<b>0.5</b>	0.5	0.4	-16.7	10.1	8.3	1.3	0.7	-16.7	-1.1	12.2	3.8	-5.9
<b>ネパール</b>	<b>156,333</b>	156,330	6,716	1,652	31,043	45,095	45,987	1,214	3,428	1,271	1,084	18,840	3
対前年末増減率(%)	<b>12.2</b>	12.2	5.3	30.5	20.7	13.7	8.7	9.9	46.5	5.7	-50.5	9.5	0.0
<b>インドネシア</b>	<b>122,028</b>	122,020	7,522	58,478	5,984	7,099	4,565	2,585	25,337	2,443	4,669	3,338	8
対前年末増減率(%)	<b>23.4</b>	23.4	1.8	27.4	15.2	-3.0	11.5	2.3	55.2	2.3	-3.7	17.2	0.0
<b>ミャンマー</b>	<b>69,613</b>	69,613	2,871	20,940	9,526	8,876	1,797	2,543	8,016	662	13,197	1,185	0
対前年末増減率(%)	<b>23.8</b>	23.8	2.6	22.9	17.1	49.8	17.0	1.4	34.6	5.6	23.3	17.3	-

出典：出入国在留管理局「令和5年6月末現在における在留外国人人数について」  
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001403955.pdf>



# 技能実習制度の歴史 ～本音と建て前に塗り固められた制度～



## 4.技能実習制度の歴史～本音と建て前に塗り固められた制度～

年	技能実習制度	日本経済
1960年代	海外現地法人社員向けの研修制度が開始（大企業中心）	高度経済成長期（東京オリンピック1964）
1980年代	中小企業にも対象拡大、団体監理型による研修生受入開始	バブル経済期（1986-1991）
1993年	技能実習制度開始（技術移転が目的）	バブル崩壊（1991）、平成不況の始まり
2010年	入管法改正：在留資格「技能実習」創設、罰則や監理団体義務化	リーマンショック後の回復期
2017年1月	外国人技能実習機構（OTIT）	緩やかな景気回復局面
2017年11月	技能実習法施行、技能実習3号	人手不足深刻化、外国人労働者増加
2024年4月	技能実習制度運用要領改正（労働時間規定明確化）	コロナ禍後の経済回復、物価上昇（インフレ局面）
2024年11月	技能実習制度運用要領再改正（転籍規定改善）	円安・インフレ続く



## 4.技能実習制度の歴史～本音と建て前に塗り固められた制度～

### <1960年代>

海外現地法人社員向けの研修制度が開始（大企業中心）

#### （背景）

- ・1960年代、日本は「所得倍増計画」のもとで年平均10%近い高度成長を実現。輸出産業（自動車、電機、造船など）が急拡大。
- ・労働需要が急増し、農村から都市への大量人口移動が進行。
- ・人手不足が深刻化し、都市部の製造業・建設業でも将来の人手確保が課題に。
- ・経済成長に伴い、日本企業はアジアを中心に海外現地法人や工場を設立。
- ・現地の従業員に日本の技術や品質管理を教える必要。
- ・研修制度の原型が誕生。「現地社員を日本に呼び寄せて研修する」という形態。

⇒この「国際貢献」と「技術移転」という発想が、後の技能実習制度の建前（目的）に直結。



## 4.技能実習制度の歴史～本音と建て前に塗り固められた制度～

<1980年代>

中小企業にも対象拡大、団体監理型による研修生受入開始

(背景)

- ・1970年代のオイルショックを経て、日本経済は安定成長期に突入。
- ・製造業は依然として国際競争力が高く、自動車・家電・半導体など輸出産業は拡大を続け、労働需要は高水準を維持。
- ・高度経済成長期に都市部へ移動した若者は、より条件の良い事務職・サービス業へシフト。
- ・製造業・建設業・農業などの「3K職場（きつい・汚い・危険）」で慢性的な人手不足が深刻化。
- ・大企業だけでなく、中小企業も海外に進出するケースが増加。
- ・海外現地法人を持たない企業でも外国人研修生を受け入れられる「団体監理型」の仕組みが登場

⇒労働力不足という“国内要因”と、技術移転・国際協力という“国際要因”が合流した時期



## 4.技能実習制度の歴史～本音と建て前に塗り固められた制度～

< 1993年 >

技能実習制度開始（技術移転が目的）

（背景）

- ・ 1991年にバブル経済が崩壊し、日本は「平成不況」に突入。
- ・ 景気は低迷したものの、一部の産業（建設・農業・中小製造業）は依然として深刻な人手不足。
- ・ 人手不足解消のため、外国人労働力の受け入れが現実的な政策課題に。
- ・ 1980年代後半から外国人研修制度が広がり、研修生が実質的に労働に従事している事例が増加。
- ・ 当時の制度は労働者として認めず、労働基準法や最低賃金法の適用外で、低賃金・長時間労働が横行。
- ・ 国際社会や国内メディアから「人権侵害」との批判が高まり、制度の法的整備が求められた。
- ・ 日本政府は「開発途上国への技能移転」を旗印に、労働力受け入れを正当化する政策枠組みを模索。

⇒労働力確保の実態を持ちながらも、国際貢献という理念を前面に押し出す制度設計がされた。



## 4.技能実習制度の歴史～本音と建て前に塗り固められた制度～

<2010年>

入管法改正：在留資格「技能実習」創設、罰則や監理団体義務化

(背景)

- ・多くの者が低賃金・長時間労働・パスポート取り上げ・自由な転職不可などの劣悪な環境に。
- ・一部の監理団体や受入企業による不正行為（名目研修での単純労働、暴行、失踪強要）が報道され、国内外から批判が高まる。
- ・2007年には米国国務省の人身取引報告書で日本が初めて「監視対象国」に指定。
- ・国際労働機関（ILO）や国連からも「技能実習制度は人身取引や強制労働の温床」との指摘。
- ・技能実習を「研修」ではなく正式な在留資格「技能実習」として位置づけ、労働基準法や最低賃金法の適用を明確化。

⇒技能実習制度が「国際的な人権批判」を受けて初めて本格的に法的整備された転換点



## 4.技能実習制度の歴史～本音と建て前に塗り固められた制度～

<2017年>

外国人技能実習機構（OTIT）の設立  
技能実習法施行

（背景）

- ・ 最低賃金法、労基法などが適用されるようになったが、長時間労働、賃金未払い、暴行、ブローカー問題などが継続した。
- ・ 実習生の失踪者数は2010年代半ばから急増し、労働環境や転職の制限が背景にあると指摘された。
- ・ 米国国務省の人身取引報告書では、改善努力は認めつつも厳しい評価が続いた。
- ・ 外国人技能実習機構（OTIT）による監査・罰則の強化
- ・ 技能実習法施行。OTITが正式に法律に基づく監督機関として活動を開始。
- ・ 技能実習3号設立（優良実習企業は2年追加実習可能）
- ・ 生活指導員、技能実習指導員、を制度設立

⇒技能実習制度が単なる入管法上の資格制度から、専用の法律と監督機関を持つ「独立した制度」へ格上げされた年。



## 4.技能実習制度の歴史～本音と建て前に塗り固められた制度～

<2019年～>

特定技能制度開始  
技能実習制度改正へ

(背景)

- ・ 制度目的と実態の乖離が限界に（建前：技能移転、実態：人手不足）
- ・ 長時間労働、賃金不払い、転職不可、などの問題が依然として継続。
- ・ **2019年特定技能制度開始**（本音と建て前が一致した制度）。
- ・ **2020年代に入っても年間1万人前後の失踪者**が発生（実習制度）。
- ・ 新制度**育成就労制度**創設（実習修了者が特定技能へ円滑に移行）
- ・ 現行の**技能実習制度は廃止**へ

⇒制度開始から約30年続いた技能実習制度が終わり、「**育成就労制度**」という**労働力確保と人権保護を両立させる新制度への転換が決定した年**



## 4.技能実習制度の歴史～本音と建て前に塗り固められた制度～

### <インドネシア国内事情>

- ・2024年、インドネシア海外労働者保護庁の局長は、日本の技能実習制度について「正式な送り出し制度の一つである」ことを認めつつも、制度内で発生する労働環境や職務内容の不一致、**長時間労働などに対して課題**があるとする見解。
- ・2025年には、労働者保護関連のインドネシア政府高官からも、**技能実習制度は労働者保護の観点から十分ではない**との課題認識や、**制度改善の必要性に言及**する発言が報道。
- ・SNS等で技能実習制度に対する**ネガティブキャンペーン**が増加している。

⇒「技能実習」から「特定技能」への移行が明確に！

2023年末時点で、特定技能外国人は約44,000人と急増（**前年比1.6倍**）

**技能実習よりも特定技能の受入が急拡大**

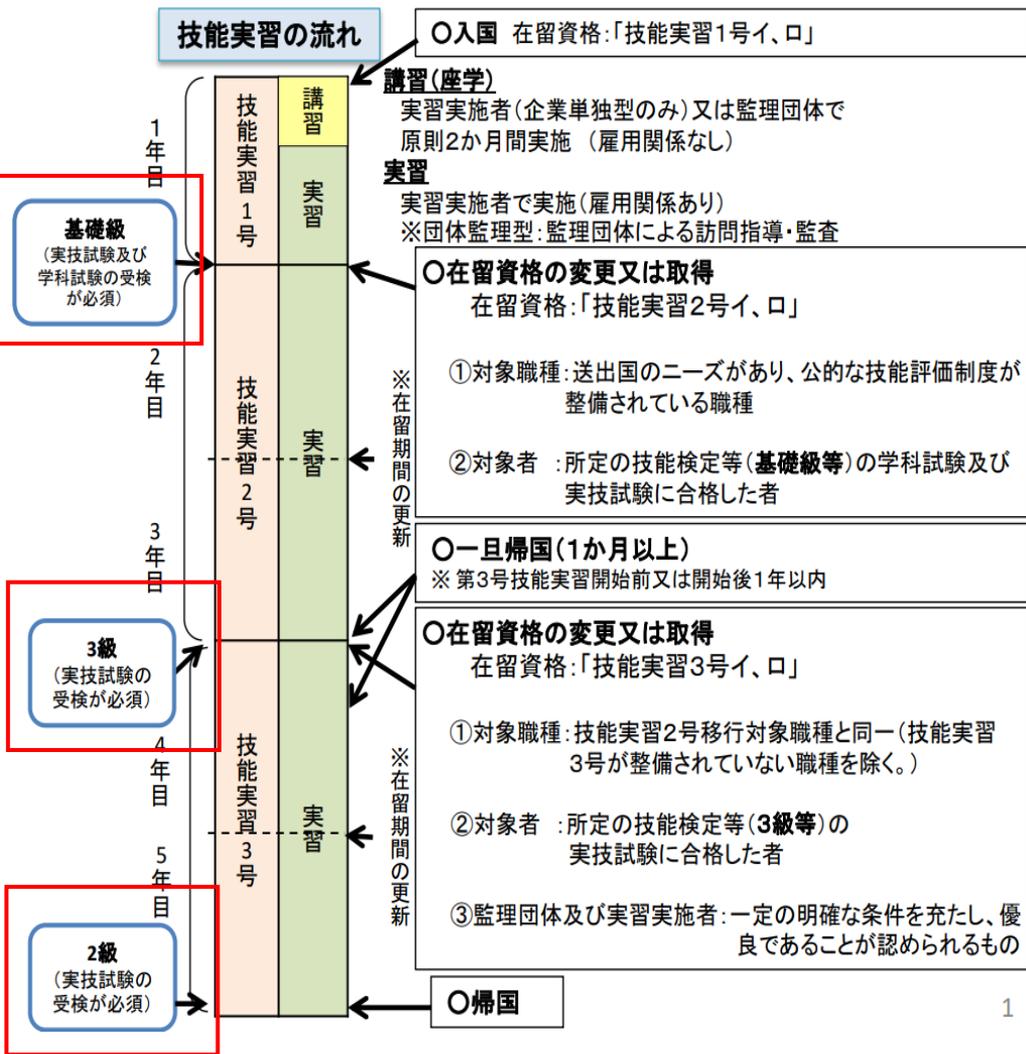
**インドネシアの送り出し機関も特定技能中心へシフト**



# 技能実習制度の実際 ～ 監理団体職員としての経験談～



# 5.技能実習制度の実際～監理団体職員としての経験談～



## ① 監理団体による定期監査・指導

- ・ 労働法遵守
- ・ 実習計画の遵守
- ・ 適切な宿舍提供
- ・ 実習生との面会、指導

## ② 技能実習1号終了前

- ・ 技能検定基礎級の受験

## ③ 技能実習2号へ資格変更

- ・ 資格変更書類の作成

## ④ 技能実習2号終了前

- ・ 技能検定随時3級の受験

## ⑤ 実習機構による監査



## 5.技能実習制度の実際～監理団体職員としての経験談～

< 定期監査について >

(監理団体による監査)

- ・ 3カ月に1回行う監査 (原則：担当者以外が行う)
- ・ 賃金台帳、出勤簿、技能実習日誌、認定計画履行管理簿、などを確認
  - ① **賃金が適切**に支払われているか
  - ② **実習計画とおりに実習が遂行**されているか
  - ③ 労働法規が適切に守られているか。
  - ④ 本人との面談を通じ、**人権が保護**されているか など

(実態はどうか?)

- ・ 3ヶ月に1回は監査は行うが**担当者が行う**ことも多々あり。
- ・ 賃金については、しっかりと確認する (最賃、雇用条件)  
⇒外国人本人も敏感。**大使館やOTITへの申告を恐れる**
- ・ 帳簿については、受入れ企業が記入するのが原則。  
⇒記入していない企業が多く、**監理団体が記入することも。**
- ・ 外国人本人への面談は行う担当が多いが行わない者もいる  
⇒相談事を深刻とは捉えず、**抑え込むことも多い**

⇒馴れ合いとなってしまうといえる

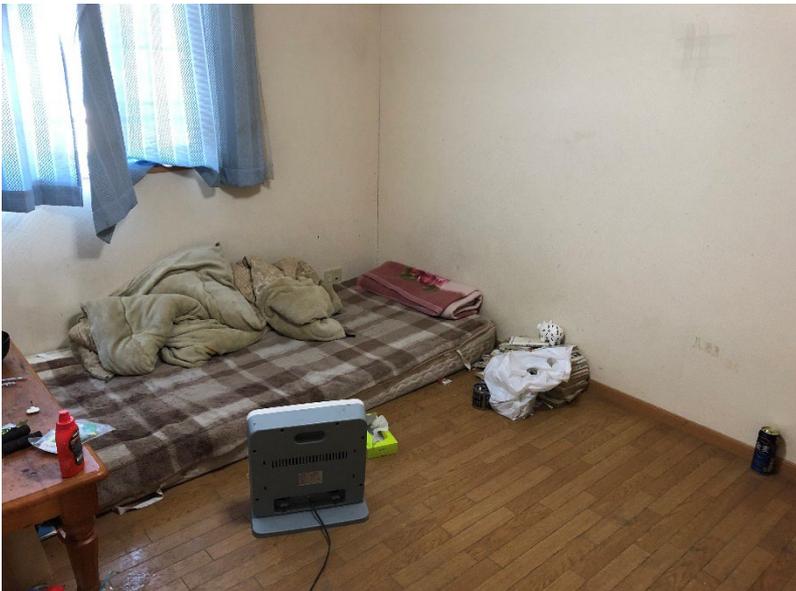


## 5.技能実習制度の実際～監理団体職員としての経験談～

< 定期監査について >

(外国人技能実習機構 OTIT による監査)

- ・ 予告なく突然訪問され監査を受ける
  - ※ 監理団体担当者の情報網により事前準備
  - ※ 担当者（社長）が居留守を行い、後日とすることが多い
- ・ 賃金台帳、出勤簿、技能実習日誌、認定計画履行管理簿、などを確認
- ・ 宿舎の確認も行われることが多い。
  - ※ 清掃ができているか。衛生的かどうか。間取りは計画通りか。





# 5.技能実習制度の実際～監理団体職員としての経験談～





## 5. 技能実習制度の実際～監理団体職員としての経験談～

### 1, 実施時期

2019年5月28日 19:00～20:00

2019年5月29日 19:00～20:00

### 2, 実施場所

株式会社〇〇 宿舎 食堂

### 3, 参加者

宿舎利用実習生9名

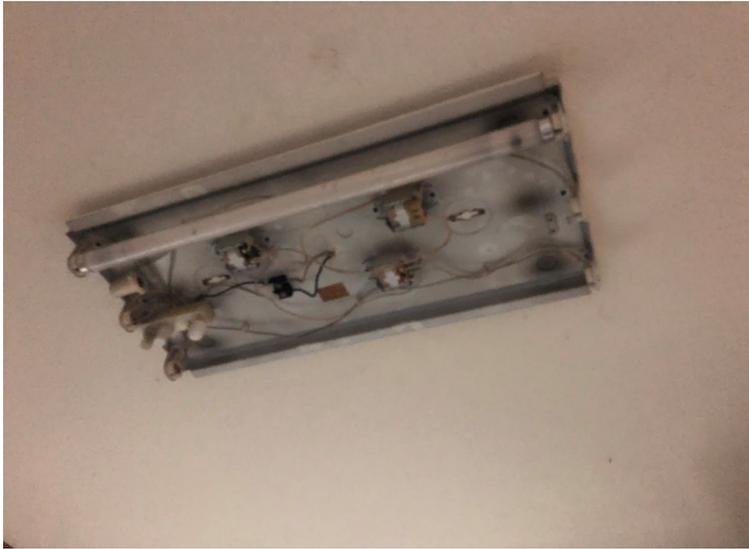
### 4, 目的

寄宿舎の衛生状況を改善するための案を議論し実行することで実習生の寄宿舎での安全と衛生を確保する。





## 5.技能実習制度の実際～監理団体職員としての経験談～



### 【2階】

- ①蛍光灯が外れたままになっている。
- ②2階キッチンのゴミ箱が開いたままになっている。
- ③2階キッチン棚の扉が破損したままになっている。
- ④2階廊下にゴミ、紙くずが散乱している。



## 5.技能実習制度の実際～監理団体職員としての経験談～

### 掃除の仕方検討

- ・ キッチン担当は、シンク、コンロ、床だけではなく汚れが目立つ**換気扇、窓、壁**等についても行ったほうがよいのではないか。
- ・ 2階の**廊下**の床についても掃除を行ったほうがよいのでは。
- ・ 2階キッチン回りについても定期的な掃除が必要。
- ・ 週に1回ではなく**毎日できる簡単な**掃除はないか。



- ・ キッチンの掃除は、今まで通り毎週行うが**4週間に1回は換気扇、窓、壁等の掃除も実施**する。
- ・ 2階キッチンについても毎週掃除を行う。
- ・ 毎日できる掃除としてテーブルに**台布巾を設置**し食後、拭くことを習慣化、**三角コーナーの生ごみは毎日捨てる**ことを実施。
- ・ ゴミ箱には極力使わないときはふたを閉め、虫の発生を防ぐ。
- ・ 整理整頓のポスターを目立つところに貼る。
- ・ 2階蛍光灯やキッチン棚の破損については、会社へ相談し対策の援助を依頼する。



## 5.技能実習制度の実際～監理団体職員としての経験談～

<技能検定について>

・技能実習1号修了前に行う基礎級試験

※実技と学科を行う基本的試験

⇒合格できなければ強制帰国（但し、合格率は高い）

図表3 第1号技能実習修了者の技能検定等の受検状況

修了者数	実技受検者数	実技合格者数	
170,998 人	165,529 人	163,960 人	実技合格率 99.1%
	学科受検者数	学科合格者数	
	165,237 人	163,351 人	学科合格率 98.9%

出典：外国人技能実習機構「令和5年度における技能検定の状況について」  
<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/content/contents/002276783.pdf>



## 5.技能実習制度の実際～監理団体職員としての経験談～

<技能検定について>

- ・技能実習2号修了前に行う随時3級試験
  - ※実技と学科を行う
  - ※合格できれば特定技能1号として他社へ転職可能

図表4 第2号技能実習修了者の技能検定等の受検状況

修了者数	実技受検者数	実技合格者数	実技合格率 94.8%
47,597 人	45,555 人	43,176 人	

出典：外国人技能実習機構「令和5年度における技能検定の状況について」  
<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/content/contents/002276783.pdf>

(実態はどうか?)

- ・実技と学科があるが実技のみを受けさせる企業が主 (費用発生のため)
- ・職種により難易度が異なるという問題点
  - ※クラッシュにより数千万円の機械が損傷
- ・申込だけして (法定のため) 辞退する企業も多い



## 5.技能実習制度の実際～監理団体職員としての経験談～



鑄造職種の試験風景



機械加工職種の試験風景

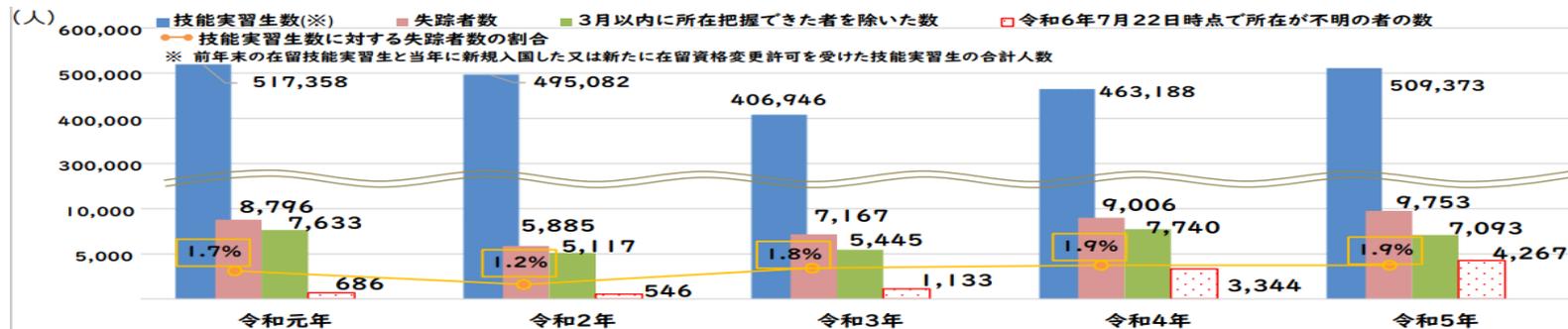


# 5.技能実習制度の実際～監理団体職員としての経験談～

## <実習生のリアルな生活>

### 【失踪】

- ・ 給料日の翌日に突然姿を消すことが多い
- ・ 闇バイト加担の事件が増加傾向
- ・ 給料未払いなどの企業に責がない場合は、企業側に大きな問題はない
- ・ 最近では、家族の不幸の書置きをして失踪するパターン増加
- ・ 国籍ごとに異なる失踪率



	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
総計	8,796	7,633	5,885	5,117	7,167	5,445	9,006(1.9%)	7,740	9,753(1.9%)	7,093
ベトナム	6,105	5,515	3,741	3,371	4,772	3,747	6,016(2.4%)	5,488	5,481(2.1%)	4,920
ミャンマー	347	174	250	149	447	108	607(2.6%)	35	1,765(5.4%)	5
中国	1,330	1,148	964	868	896	749	922(1.8%)	848	816(1.9%)	703
カンボジア	462	303	494	343	667	491	829(5.6%)	773	694(4.0%)	565
インドネシア	307	290	240	223	208	191	367(0.6%)	357	662(0.8%)	611
フィリピン	85	69	48	38	47	40	70(0.2%)	64	84(0.2%)	69
モンゴル	42	41	36	33	31	25	55(1.7%)	45	49(1.3%)	39
タイ	61	52	62	58	74	71	70(0.6%)	67	38(0.3%)	30
バングラデシュ	17	7	13	5	1	1	5(1.0%)	4	20(1.6%)	20
ラオス	16	15	3	3	8	8	11(1.2%)	11	7(0.5%)	6
その他	24	19	34	26	16	14	54(1.4%)	48	137(2.1%)	125

出典：出入国在留管理局「技能実習生の失踪者の状況（推移）」

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001425159.pdf>

※かっこ内は、国籍ごとの技能実習生数に対する失踪者数の割合



## 5.技能実習制度の実際～監理団体職員としての経験談～

< 2019年12月 >

✓ 22:00 職員の携帯電話が鳴る

実習生C：「先生大変です！実習生Rが帰ってきません。」

職員：「Rの荷物は？今日、会社は？」

実習生C：「荷物ありません。今日、会社休んでいます。」

※当該会社の手取り賃金は残業代含み、15万円程度。

賞与も10万円支給されていて、待遇には問題ない。

※実習生Rは、日本語は下手だが毎日自炊しているし真面目。

※失踪したのが給料日の翌日であった（計画的）。

※実習生Rから不満の声はなかった。

⇒翌日早朝、企業へ向かい事情聴取（まるで刑事）

アパート確認（部屋の荷物ない・）

自転車ある（駅まで歩いたか・・・、仲間か？）

⇒警察署、生活安全課へ行方不明の届出と写真を渡す（指名手配）

⇒ベトナム大使館へ、賃金台帳等提出



## 5.技能実習制度の実際～監理団体職員としての経験談～

### 【病院対応】

- ・腹痛なのに整形外科に行ってしまうため、企業または監理団体の引率

< 2019年7月 >

✓ 実習生：「腰が痛い。病院へ連れて行ってください」

職員：「分かったよ。明後日に行こう。15：00に迎えに行くよ」

※当実習生は、夜勤が多く、重量物を取り扱う職種。日本人労働者も腰痛持ちが多い。

※当実習生は、父が日本人、母がタイ人。明るい性格で優秀。日本語も達者。

⇒実習生の鏡のように真面目

✓ 腰痛は癖になる。整骨院、接骨院、鍼灸院に連れて行ったが治らない。

※腰痛は癖になるから、針治療を定期的によりながら実習を頑張れ、と励ます。

✓ 会社：「腰痛は労災になったら面倒だ。帰国させたい。」

職員：「本人と相談、大きな病院で再受診しましょう。」

※相談の結果「先生、帰国します。」となった。最後まで明るく帰国していった。



## 5.技能実習制度の実際～監理団体職員としての経験談～

< 2019年8月 >

✓ 12:30頃 携帯電話が鳴る

実習生：「先生！！足が痛い、動けない（電話口で泣きそうな声）」

職員：「分かった、今から行くから（春日部⇒狭山へ大移動）」

⇒病院へ連れて行った結果・・・痛風ですね・・・！？

※その他、コロナ禍前半に同じ車で発熱外来引率 等々





## 5.技能実習制度の実際～監理団体職員としての経験談～

< 2019年8月 >

✓ 建設業の宿舎を訪問（21：00頃、監理団体職員は当たり前の時間です。）

※いつも明るい実習生Bが元気ない。

職員：「どうした？元気ないな？」

実習生：「殴られています。怒鳴られています。実習は続けたいけどきつい。」

（唇が腫れている、同じ現場の先輩に事実を確認）

※日本人社員Tが現場で言うことを聞かないBを殴った。過去にもあった。

✓ 翌日、同社の社長を訪問

⇒社長の出方次第では、受入実習生6人を引き上げる

※事実確認（社長は知らなかった）。

社長：「悪かった。社員には注意する」

職員：「実習生Bと社員の現場をるように。再発防止に努めてください」

※その後、暴力もなくなり、実習生Bも何とか実習を継続している。



# 特定技能制度の歴史 ～建前を脱ぎ捨てた外国人材受入れ～



## 6. 特定技能制度の歴史～建前を脱ぎ捨てた外国人材受入れ～

### 1. 制度誕生の背景（2010年代）

- ・ 技能実習制度の限界
  - ⇒ **本音と建て前の乖離**
  - ⇒ 転職の自由がなく、**労働条件や人権侵害の問題が続発。**
- ・ 人手不足の深刻化
  - ⇒ 高齢化・人口減少で建設、農業、介護、外食などで**慢性的な人手不足。**
- ・ 国際的圧力
  - ⇒ 国際機関から「**技能実習制度は人身取引の温床**」との批判が継続。

### 2. 制度創設（2019年4月施行）

- ・ 改正入管法により「特定技能」在留資格を新設。
- ・ 目的：深刻な人手不足分野で、即戦力となる外国人材を確保する。
- ・ 特定技能1号（最長5年）
- ・ 特定技能2号（期限なし・家族帯同可）：熟練技能
- ・ 転職可能
  - ⇒ 地方の人手不足顕著に。地方からの転職希望者実際に多い。



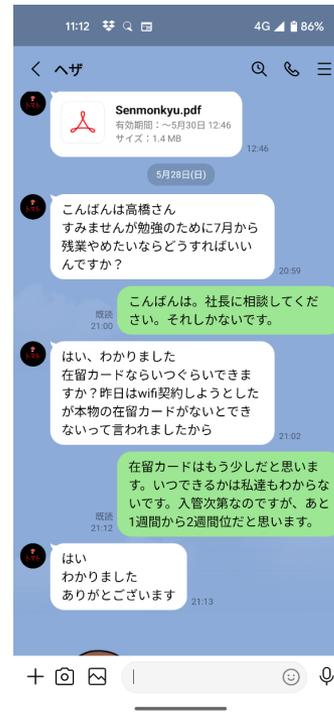
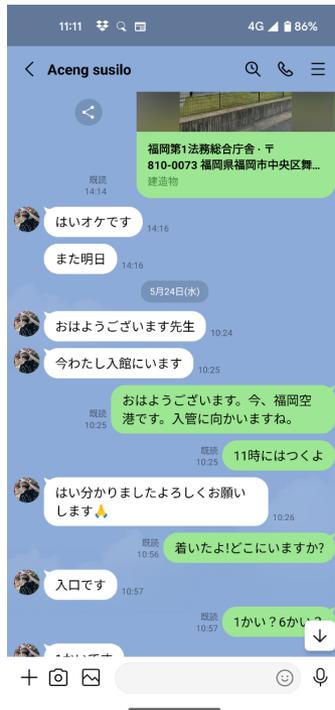
## 6. 特定技能制度の歴史～建前を脱ぎ捨てた外国人材受入れ～

< 特定技能の在留資格を外国人が取得するには **2つの要件**がある >

- ① **技能実習2号を良好に修了**していること  
⇒つまり、技能検定随時3級に合格しているということ（原則）
- ② **特定技能1号評価試験と日本語検定N4以上**に合格していること



即戦力として活躍可能（日本語レベルも実習生よりも高い）





## 6. 特定技能制度の歴史～建前を脱ぎ捨てた外国人材受入れ～

### < 転職ができる制度 >

- 特定技能外国人の自己都合退職者数は**19,899**人（令和4年11月末時点）
- 特定技能外国人の**自己都合離職率は16.1%**（令和4年11月末時点）
- 労働政策研究・研修機構（JILPT）「ユースフル労働統計2022」によると日本人労働者の自己都合離職率は、**10.5%**（令和2年）
- 自己都合離職後の状況は、帰国（**34.1%**）、転職（**30.3%**）

### < 実際にあった話 >

- 5000円の月額給料の差で3年勤務した会社から転職
- 友人（他社勤務中）の給料明細を見せつけ、賃上げを交渉
  - ⇒ 賃上げ不可の場合は、転職していく（引き抜きに近い状況）
  - ⇒ SNSを通じ、給料明細を見せ合う異常さ。
  - ⇒ 同業種・同職種内で白熱する賃金競争
- 正式な職業紹介免許を持たないブローカーによる斡旋（騙される外国人多い）
- 人材紹介料など企業は負担を負うが投資回収できない状況で他社へ転職
- 地方の最賃により都市部へ人材が集中
  - ⇒ 実際に沖縄、岩手、福岡、などの地方からの応募者が多い



# 登録支援機関としての使命 ～外国人材と企業をつなぐ架け橋～



## 7.登録支援機関としての使命～外国人材と企業をつなぐ架け橋～

### 特定技能外国人材の紹介・支援はお任せください

安心・迅速・多言語対応のプロフェッショナル



会社名：株式会社World.Human.Support（ワールド ヒューマン サポート）

所在地：埼玉県川口市栄町3-4-14 ダイヤピア1階 B

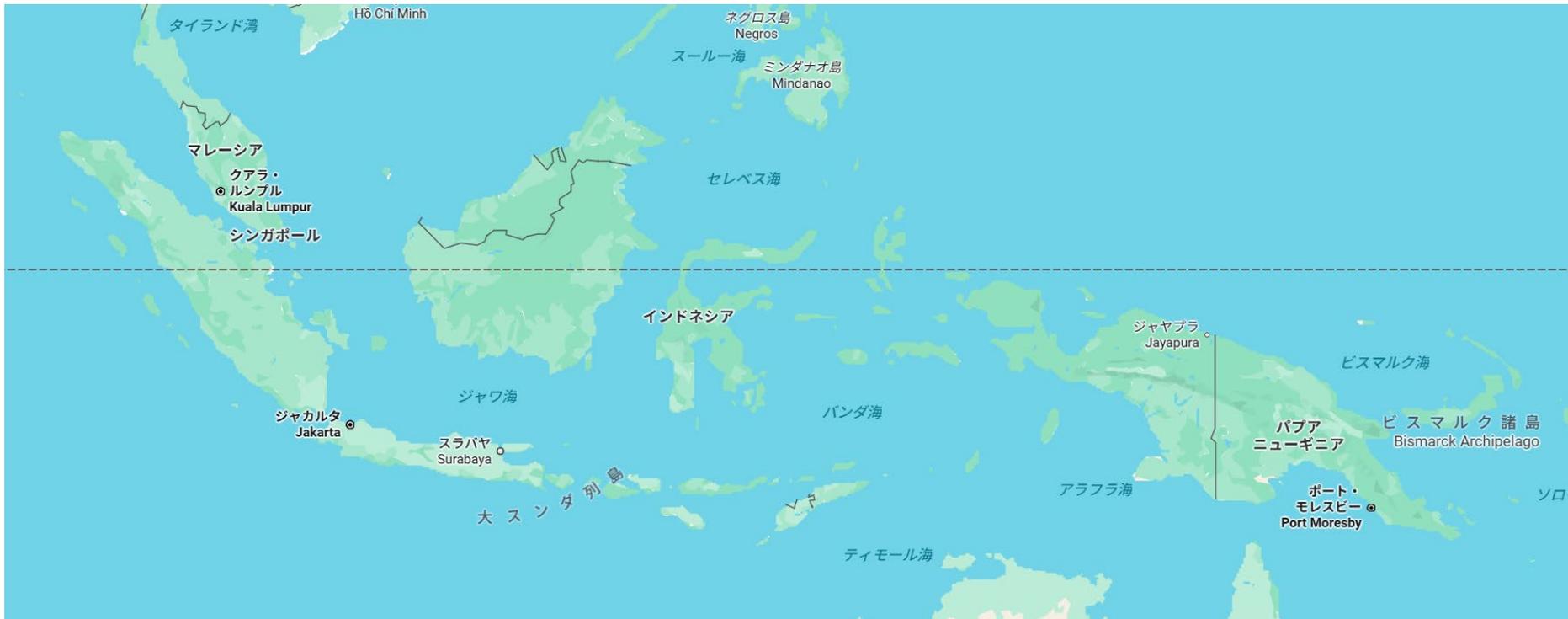
設立年：2020年4月

事業：登録支援機関、有料職業紹介事業、無料職業紹介事業、  
外国人材活用・採用コンサルティング

# 7.登録支援機関としての使命～外国人材と企業をつなぐ架け橋～

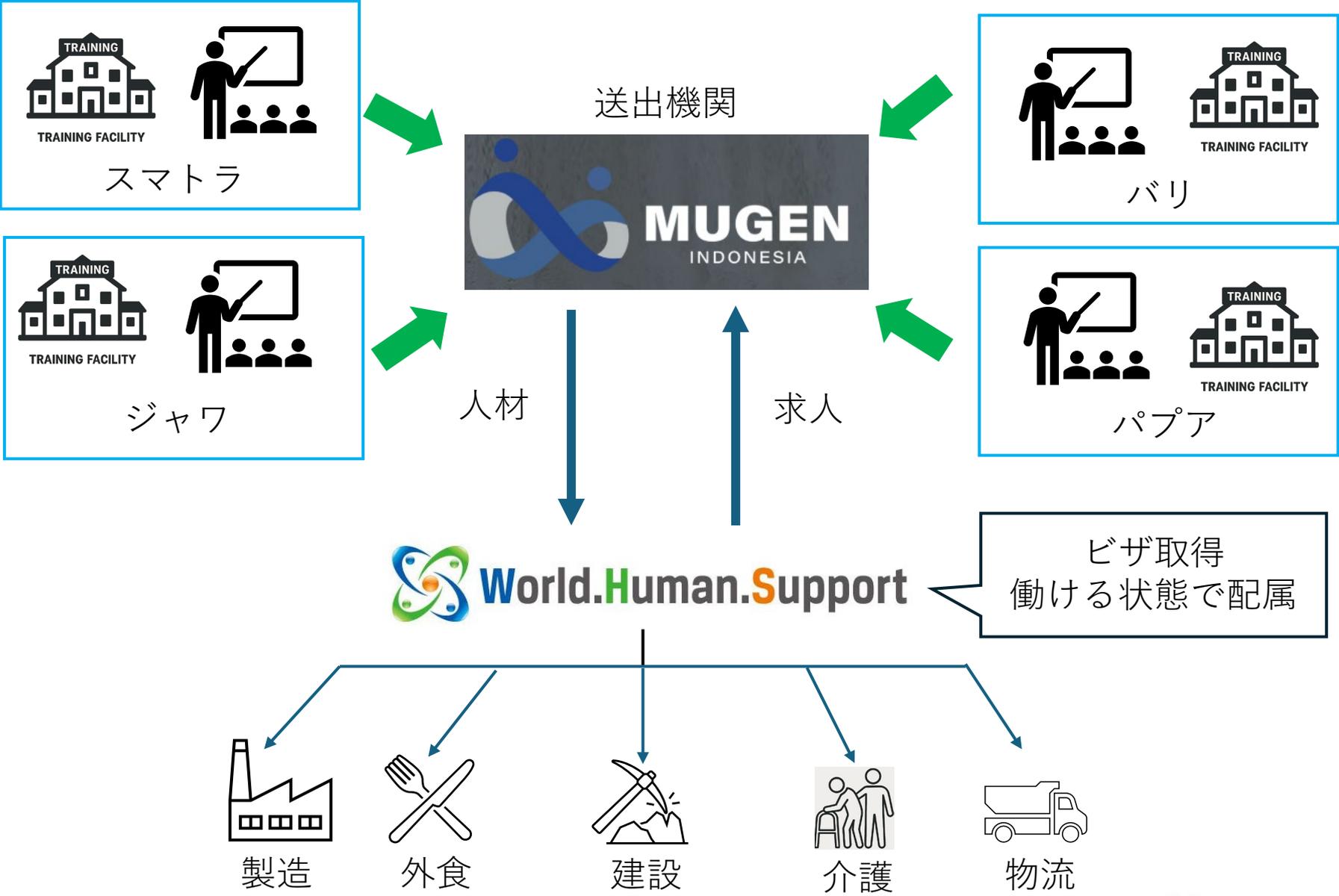


- ・ 埼玉県川口市に拠点を置く、特定技能外国人材を支援する会社
  - ・ 特定技能外国人材を紹介する会社
  - ・ 主な紹介国籍者は、インドネシア・ベトナム
- ※当社の80%がインドネシア人材





# 7.登録支援機関としての使命～外国人材と企業をつなぐ架け橋～





# 7.登録支援機関としての使命～外国人材と企業をつなぐ架け橋～

## < 当社送出機関について >



- ・各州の日本語学校と連帯し、インドネシアの民族性に基づいた人材選定
- ・日本人出資者による組織運営
- ・インドネシア政府公認トレーニングセンターの活用
- ・柔軟性のある組織体制
- ・貴社の求めるトレーニングに対応

インドネシアは多民族国家であり、地域ごとに文化や性格が大きく異なります。

しかし、多くの人材紹介会社では限られた地域からの人材紹介が中心となっています。

その点、MUGEN社ではインドネシア各地から多様な人材を集め、一人ひとりの性格や特性を見極めた上で、企業の業務内容に合わせた人材紹介を行っています。単一地域に偏らない幅広い選択肢を提供できることが、同社の大きな強みです。

### 民族性とは？

#### スマトラ島（バタック民族）



- ・ハキハキと自己主張でき、リーダーシップがある
- ・ハングリー精神が強く、積極的に働く姿勢
- ・建設業や力仕事を伴う業種に適性

#### 中部・東ジャワ（ジャワ民族）



- ・優しく柔軟性があり、真面目で責任感がある
- ・ハングリー精神があり、どんな作業にも前向きに取り組む
- ・単純作業から複雑工程まで対応でき、製造業全般で活躍可能

#### バリ島



- ・明るくホスピタリティがあり、人当たりが良い
- ・素直で丁寧な作業ができる
- ・軽作業や食品製造、宿泊・介護職に適性

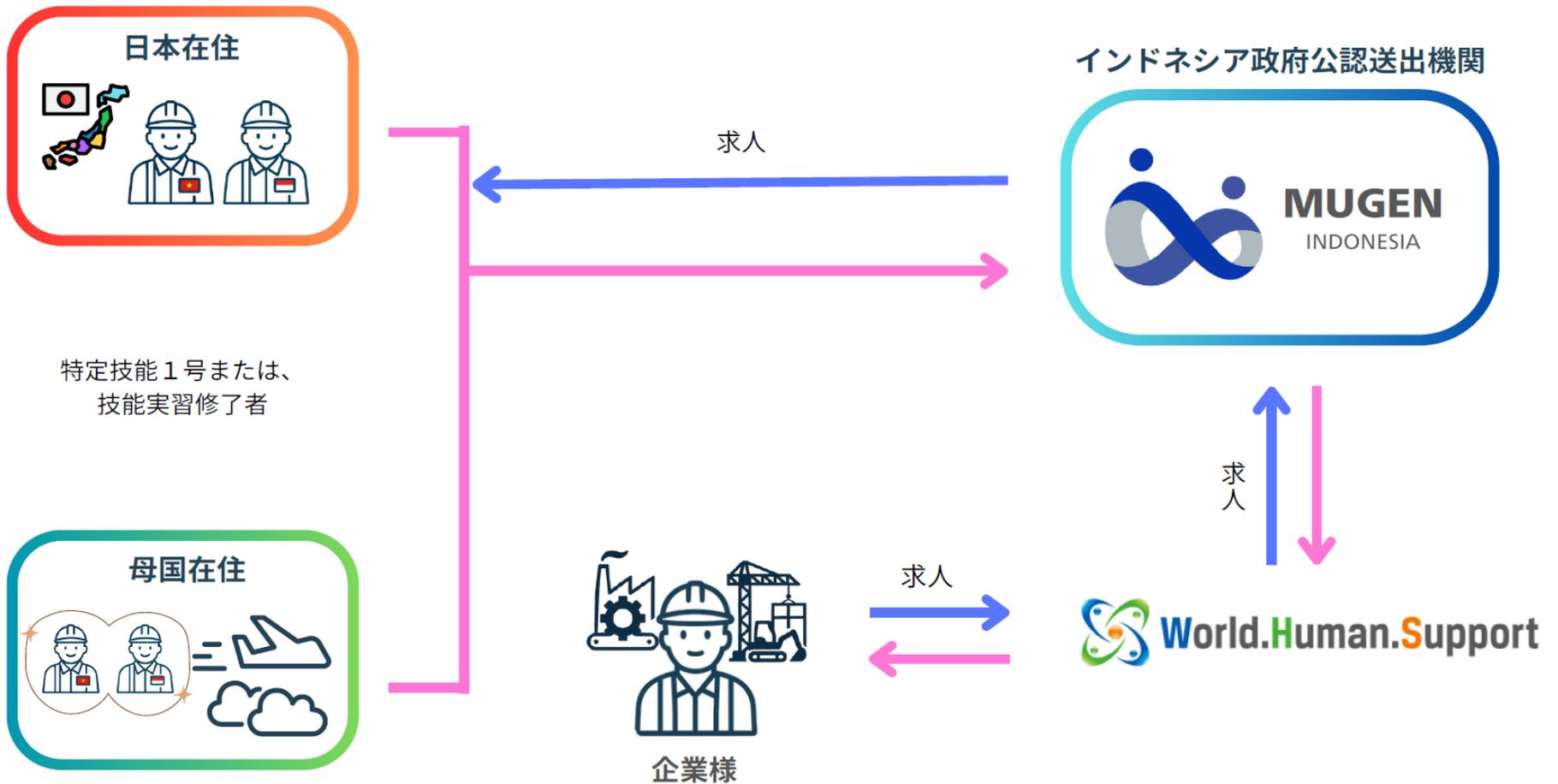
#### 西ジャワ（スンダ民族）



- ・大人しく素直で、明るく優しい性格
- ・対人対応が得意で、介護や接客業に向いている
- ・力仕事や単純作業は好まない傾向

# 7.登録支援機関としての使命～外国人材と企業をつなぐ架け橋～

< 技能実習経験者の紹介 >





# 7.登録支援機関としての使命～外国人材と企業をつなぐ架け橋～

<インドネシア政府公認トレセン人材の紹介>

政府公認トレーニングセンター



**LPK  
MULYA CENDIKIA  
EDUCATION**  
日本語研修センター

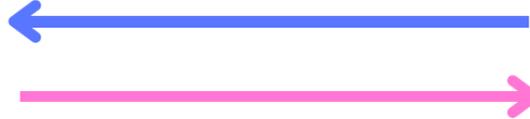
- ・日本語能力試験 N4合格
- ・技能1号試験合格

インドネシア政府公認送出機関

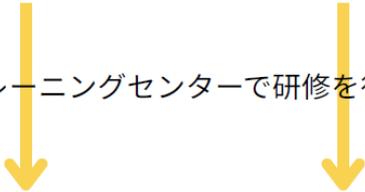


**MUGEN  
INDONESIA**

求人



トレーニングセンターで研修を行う




建設



製造業



企業様

求人



求人




**World.Human.Support**



# 7.登録支援機関としての使命～外国人材と企業をつなぐ架け橋～

<建設トレーニング実施人材の紹介>



**LPK SAKURA EDUCATION**  
日本語学校

- 日本語能力試験 N4合格
- 技能1号試験合格

インドネシア政府公認送出機関



**MUGEN**  
INDONESIA

↓

実際の現場に入って経験を積む  
※トレーニングのカスタマイズも可能

実際に日本で使用する道具を  
希望により貴社から送付

 貴社の作業着を着用  
=愛社精神を育む



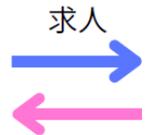
ご希望により訓練内容を  
ビデオレター方式で確認可能 



建設



企業様



求人



 World.Human.Support



# 7.登録支援機関としての使命～外国人材と企業をつなぐ架け橋～

## <受け入れ体制の構築>

### ①製造業（経済産業省）

- ・製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（JAIM）への加入  
⇒工業製品分野において受入れ可能な産業分類が決まっている  
⇒年会費：中小企業6万円（2025年度は半額）

分類コード	項目名	分類コード	項目名
11	繊維工業	2422	機械刃物製造業
141	パルプ製造業	2424	作業工具製造業
1421	洋紙製造業	2431	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
1422	板紙製造業	2441	鉄骨製造業
1423	機械すき和紙製造業	2443	金属製サッシ・ドア製造業
1431	塗工紙製造業（印刷用紙を除く）	2446	製缶板金業（ただし、高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業に限る。）
1432	段ボール製造業	245	金属素形材製品製造業
144	紙製品製造業	2461	金属製品塗装業
145	紙製容器製造業	2462	溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
149	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	2464	電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
15	印刷・同関連業	2465	金属熱処理業
18	プラスチック製品製造業	2469	その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）
2123	コンクリート製品製造業	248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
2142	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業	2499	他に分類されない金属製品製造業（ただし、ドラム缶更生業に限る。）
2143	陶磁器製置物製造業	25	はん用機械器具製造業（ただし、2591消火器具・消火装置製造業を除く。）
2194	鋳型製造業（中子を含む）	26	生産用機械器具製造業
2211	高炉による製鉄業	27	業務用機械器具製造業（ただし、274医療用機械器具・医療用品製造業及び276武器製造業を除く。）
2212	高炉によらない製鉄業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
2221	製鋼・製鋼圧延業	29	電気機械器具製造業（ただし、2922内燃機関電装品製造業を除く。）
2231	熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）	30	情報通信機械器具製造業
2232	冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）	3295	工業用模型製造業
2234	鋼管製造業	3299	他に分類されないその他の製造業（ただし、R P F 製造業に限る。）
225	鉄素形材製造業	484	こん包業
2291	鉄鋼シャースリット業		
2299	他に分類されない鉄鋼業（ただし、鉄粉製造業に限る。）		
235	非鉄金属素形材製造業		

出典：経済産業省「製造業における 特定技能外国人材の受入れについて」  
[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/gaikokujinzai/kogyoseihin-seizogyo\\_gaiyo\\_2025.07.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/kogyoseihin-seizogyo_gaiyo_2025.07.pdf)

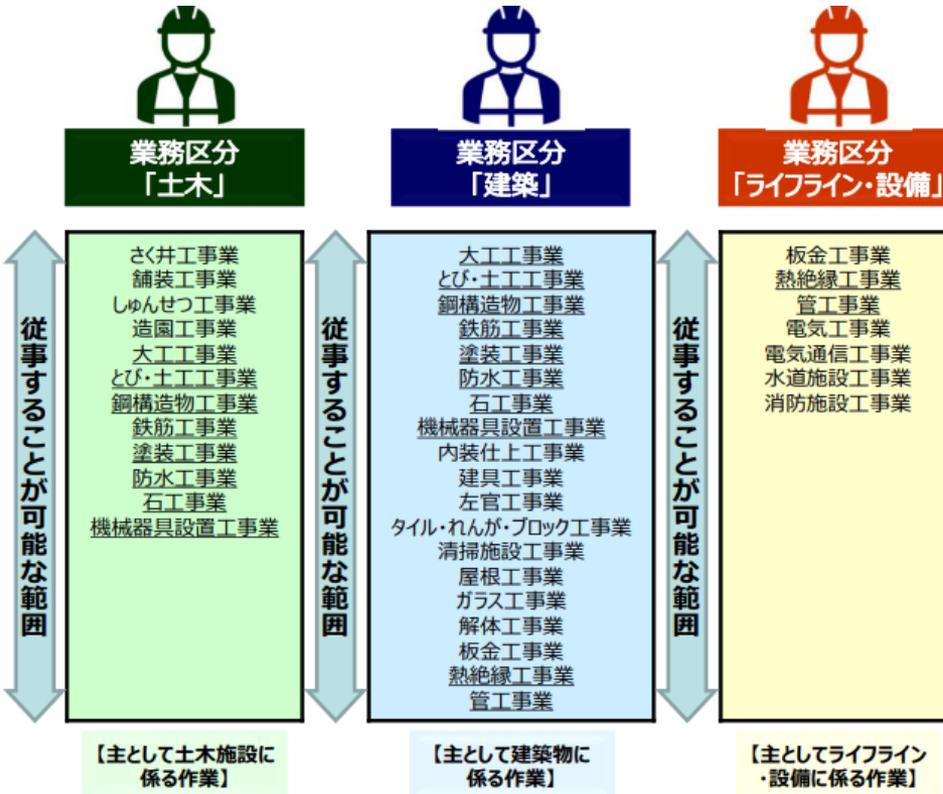


# 7.登録支援機関としての使命～外国人材と企業をつなぐ架け橋～

<受け入れ体制の構築>

## ②建設業（国土交通省）

- ・建設技能人材機構（JAC）または賛助会員団体への加入  
⇒年会費：6万円～ 受入負担金：毎月12,500円/人～
- ・キャリアアップシステムへの加入・建設業許可



一般財団法人国際建設技能振興機構（FITS） Foundation for International Transfer of Skills and Knowledge in Construction

① 特定技能外国人の受入企業に対する巡回訪問その他の方法による指導及び助言（巡回指導等）  
全ての受入企業に対し、原則として1年に1回以上、巡回訪問を実施し、指導及び助言を行う。

ポイント：巡回指導等に必要な協力を行うことは受入企業の義務となっています。受入企業は、適正就労監視機関の巡回指導等に必要な協力を行う必要があります。

② 母国語相談ホットライン業務  
建設分野の特定技能外国人に対する支援として、7つの言語（※）での相談に対応。  
※中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、英語、クメール語、ミャンマー語

③ 受入れ後講習（特定技能スタートアップセミナー）  
建設分野で就労を開始する全ての1号特定技能外国人のために講習会を実施。

ポイント：受入れ後講習を受講させることは受入計画の認定要件となっています。受入企業は、1号特定技能外国人の受入れ後、概ね3か月～6か月の間に当該外国人に対し受入れ後講習を受講させることが必要です。

主な業務内容

## <FITSによる監査>

- ・賃金、各種協定、資格、健診など
- ・状況を書面または面談監査
- ・外国人技能実習機構のような役割
- ・建設職種のみ制度



## 7.登録支援機関としての使命～外国人材と企業をつなぐ架け橋～

### <受け入れ体制の構築>

#### ③介護（厚生労働省）

- ・介護分野における特定技能協議会への加入（年会費無料）
- ・すべてオンライン上で行う

#### ④外食（農林水産省）

- ・食品産業特定技能協議会への加入（年会費無料）
- ・特定技能試験の受験登録などの際にシステムを通じ申請  
⇒システム利用料として年会費33,000円が発生

#### ⑤その他

- ・ビルクリーニング（厚生労働省）
- ・自動車整備（国土交通省）
- ・航空（国土交通省）
- ・宿泊（観光庁 国土交通省）
- ・自動車運送（国土交通省）
- ・農業（農林水産省）
- ・飲食料品製造業（農林水産省）
- ・林業（農林水産省）
- ・その他



# 7.登録支援機関としての使命～外国人材と企業をつなぐ架け橋～

## ①事前ガイダンス

・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



## ②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎  
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



## ③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等  
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



## ④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



## ⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



## ⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



## ⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



## ⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



## ⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



## ⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報





# 7.登録支援機関としての使命～外国人材と企業をつなぐ架け橋～

## < 入国後 >

service

01



### 入国前・入国後の支援

#### 事前ガイダンス

入国前に労働条件や仕事内容、入国手続きなどを対面またはオンラインで丁寧に説明。

外国人材が安心して日本での新しい生活を始められるようサポートします。

#### 空港送迎サポート

入国時には空港から事業所や住居への移動をお手伝いし、帰国時には空港の保安検査場まで同行してサポートします。

#### 入国前後のサポートも万全!

母国語で相談できるスタッフとつながるホットラインを確保し、外国人材が安心して働ける環境を整えます。また、入社前の不安を解消するために、受け入れ企業の写真や動画を活用し、職場環境を視覚的にわかりやすく紹介。

入社前後を通じて、外国人材が安心して働けるようサポートします!

service

02



### 生活サポート

#### 住居確保および契約支援

必要に応じて社宅の提供や連帯保証人となるほか、銀行口座開設、携帯電話契約、ライフライン契約の手続き支援を行います。

#### 生活オリエンテーション

日本のルールやマナー、公共機関の利用方法、災害時の対応など、新生活を円滑に始めるための情報を提供します。

#### 対面対応を重視した生活支援を実施!

税金や年金、銀行口座の開設など、外国人にとって難しい手続きも、母国語を交えて丁寧に説明・サポート。スムーズな手続きを実現し、安心して日本での生活をスタートできるよう支援します!

service

03



### 職場と生活の調和

#### 相談・苦情対応

職場や生活における課題や相談に、外国人材が理解できる言語で対応。

迅速かつ的確なアドバイスで問題解決を支援します。

#### 日本語学習の機会提供

日本語教室の案内や学習教材の提供を通じ、スムーズな日本での生活を支援します。

#### 職場の人間関係や生活の悩みも、専門スタッフがしっかりサポート!

外国人材に寄り添い、親身に対面で対応し、不安や困りごとを解決します。

また、問題発生時には外国人材と受け入れ企業の担当者をはじめ、関係者が相談・意見交換できる場を提供。双方の理解を深め、円滑なコミュニケーションと働きやすい職場環境づくりを支援します。



# 7.登録支援機関としての使命～外国人材と企業をつなぐ架け橋～

## < 入国後 >

service

04



### 日本社会とのつながりを構築

#### 地域交流促進

地域催事等への参加をサポート。

日本人と交流する機会を提供することで、多文化共生社会の実現を目指します。

#### 日本の文化を深く学べる情報を発信!

四季折々の美しい風景や、旬の観光スポット、伝統行事など、日本ならではの魅力を感じられる情報を、当社オリジナルの外国人向け専門サイトを通じて提供しています。

service

05



### キャリア支援

#### 転職サポート

雇用契約の終了が必要となった場合、転職先の紹介や推薦状の作成、求職活動のための有給休暇取得支援など、再スタートを全面的にサポートします。

当社常駐の日本語講師が、定期的に日本語学習をサポート!

特定技能2号試験の合格を目指し、実践的な学習支援を行います。  
外国人材がスムーズにコミュニケーションを取りながら、安心して働ける環境を整えます。

service

06



### 定期的なフォローアップ

#### 定期面談と状況確認

定期的に外国人材とその上司との面談を行い、労働環境の確認を実施。

不適切な状況があれば必要に応じて迅速に対応します。

#### World.Human.Supportはココが違う!

定期面談は、すべて対面で行います!  
外国人からの悩みを24時間受付。問題発生時には専門スタッフが駆けつけ対面対応します!



# 特定技能外国人からの相談事例 ～就労現場から見える光と影～



## 8. 特定技能外国人からの相談事例～就労現場から見える光と影～

### < 仕事関係 >

#### 1, 人間関係について

- 日本人と同様に外国人も人間関係に悩みを持つ

### < 事例 >

◇「日本人がさぼっていて、私たち**外国人に仕事を押し付けている**」

⇒その企業の一員としての**当事者意識が芽生えている**ととらえられる  
日本人社員が怠慢なのか、外国人の一方的主張なのか現場を確認する  
日本人社員の怠慢が認められたため、上司から指導を行った。

◇「特定の日本人と一緒に現場を回っても仕事を教えてくれない」

「何をしたらよいのかわからない。危険だと思います」

⇒他の社員（日本人、外国人）に状況を確認、聴取

実際に特定の日本人に非があったと思えたため日本人社員を指導してもらった  
当該日本人と一緒に現場を回ることを避けるシフトにチェンジした

◇「日本人社員がバカにする。**国に返すからな～、と言ってくる。悔しい**」

⇒日本人社員に話を聞いたところ、冗談も含め言っていた（真意ではない）。

その旨を外国人本人に伝えるとともに、日本人社員にも意識をしてもらった。



## 8. 特定技能外国人からの相談事例～就労現場から見える光と影～

### < 仕事関係 >

#### 2. 待遇について

- 1年毎に待遇改善をしてくれる企業が多い。

### < 事例 >

◇外国人コミュニティを通じ、各人の給料を調査している

⇒給料明細を見せることを気にしない者が多い

◇他社に勤める友人の情報を出し、給料アップを交渉してくることもある

⇒給料アップをしなければ退職し転職すると強硬手段に出る者もいる

⇒仕事能力に見合わない人材の場合は、辞めてもらってもよいと個人的に考える

⇒解決策として、定期的な面談を通じ、能力評価を行う

#### 3. 退職について

- 特定技能外国人は他社への転職が可能。

### < 事例 >

◇「休憩時間が短い」

⇒企業へその旨を伝え改善してもらうことで残留した

◇「給料が安い」

⇒相互の希望などを聴取し話し合いの場を設け対応（退職が多いが）。

◇「キャリアアップのために他社へ行きたい」

⇒応援という形で対応

◇「国に帰りたい（ホームシック、家族の都合）」

⇒理由を聞いて一時帰国対応で残留可能な場合もある。



## 8. 特定技能外国人からの相談事例～就労現場から見える光と影～

### <生活・法令関係>

#### 1. 一時帰国の相談

- イスラム教におけるラマダン（断食明け）期間の帰国希望者が多い。  
⇒ 受入企業の判断となるが・・・

#### <事例>

- ◇ **在留期間をしっかりと確認**すること（再入国の可否）。  
⇒ 在留期間内であればみなし再入国が可能  
（期間更新申請後であれば在留期限 + 2 か月については再入国可能）
- ◇ 在留期間を気にせず飛行機のチケット取得  
※ 在留期限 2 月 10 日の場合で、2 月 1 日～4 月 15 日まで帰国  
⇒ 再入国できなくなるので、帰国日を繰り上げ 4 月 1 日までに帰国してもらう

#### 2. 自分で宿舎を探すことを希望

- 共同生活のスタイルが多く、ワンルームなど一人で居住を希望する者が多い
- #### <事例>
- ◇ 外国人は初期費用についての認識が甘い者が多い
  - ◇ 礼金、敷金、家電、など初期費用がかかる旨を伝えるとあきらめる者が多い
  - ◇ 外国人専門の不動産会社も増えており、そちらを紹介することで対応



## 8. 特定技能外国人からの相談事例～就労現場から見える光と影～

<生活・法令関係>

### 3. 脱退一時金の相談

● 掛けた年金が日本に永住しない外国人に返還される制度

<事例>

◇ **技能実習3年 + 特定技能2年経過すると脱退一時金を取得するため退職を希望する**

※ 脱退一時金の満期は現状5年

脱退一時金を取得するためには、**社会保険脱退し日本に住所がない状態にする**

⇒ **一度会社を辞めて、日本に住所をなくし帰国。**

**母国で年金支給後、再入国再入社のパターンが増えている。**

⇒ 5年就労している者は、有給休暇が40日程度所有している者もいる

⇒ 退職すると有給休暇がゼロになる旨を伝え、有給を使って一時帰国した方が良いのではと伝え、退職時の事務手続を緩和

- ・ 現状は可能だが、みなし再入国者はこのやり方で脱退一時金取得が困難になる改正
- ・ 現状は5年だが、実習生（3年）と特定技能（5年）の計8年に法改正を予定



# 8. 特定技能外国人からの相談事例～就労現場から見える光と影～

<キャリアプランの相談>

## 1. 特定技能2号についての相談

● 特定技能2号を取得することで、永住権取得の道が開ける

	<b>特定技能1号</b> 相当程度の知識又は経験を必要とする技能（※1） を要する業務に従事する外国人向けの在留資格	<b>特定技能2号</b> 熟練した技能（※2） を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留資格	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新、 <b>通算で上限5年まで</b>	<u>3年、1年又は6か月ごとの更新、<b>上限無し</b></u>
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を良好に修了した外国人は試験等免除）	<u>試験等で確認</u>
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験免除）	試験等での確認は原則として不要
受入れ見込数（上限）	あり	なし
家族の帯同	基本的に認めない	<u>要件を満たせば可能（配偶者、子）</u>
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象	受入れ機関又は登録支援機関による <b>支援の対象外</b>
分野	介護、ビルクリーニング、 <b>素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業</b> 、建設業、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業（全12分野）	ビルクリーニング、 <b>素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業</b> 、建設業、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業（全11分野）

出典：経済産業省：「製造業分野の特定技能2号追加について」  
[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/gaikokujinzai/pdf/20230609.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/pdf/20230609.pdf)



# 8.特定技能外国人からの相談事例～就労現場から見える光と影～

<キャリアプランの相談>

1.特定技能2号についての相談

●分野により異なる要件

<製造業の場合>

	1:特定技能2号評価試験ルート	2:技能検定ルート
必要要件	<p>以下<u>3つ全て</u>を満たす必要。</p> <p>①<b>ビジネス・キャリア検定3級取得</b> (生産管理プランニング区分、生産管理オペレーション区分のいずれか)</p> <p>②<b>製造分野特定技能2号評価試験の合格</b> (機械金属加工区分、電気電子機器組立て区分、金属表面処理区分のいずれか)</p> <p>③<b>日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験を有すること</b> ※2号評価試験の申込時に必要となります。</p>	<p>以下<u>2つ全て</u>を満たす必要。</p> <p>①<b>技能検定1級取得</b> (鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、塗装、工業包装のいずれか)</p> <p>②<b>日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験を有すること</b> ※出入国在留管理庁への届出の際に必要となります。</p>

出典: 経済産業省:「製造業分野の特定技能2号追加について」  
[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/gaikokujinzai/pdf/20230609.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/pdf/20230609.pdf)

テキストも「ルビ入り」のが販売されはじめ、今後2号外国人増加必至



# 外国人人材活用における社労士の役割 ～法令遵守と職場改革のパートナー～

## 9.外国人人材活用における社労士の役割

### 制度の翻訳者

- ◇入管法、労働基準法など、外国人雇用に関連する**複数の法令を横断的に解釈**し、企業へ支援・指導。
- ◇在留資格ごとの**就労可否、更新期限**、必要書類の運用支援。
- ◇労働時間管理、賃金計算、社会保険加入状況、契約内容が法令に沿っているかを定期点検。

### 制度の通訳者

- ◇文化・慣習を理解し、**企業と外国人双方の立場を理解**。就業規則や労務慣行の**改善提案を通じて摩擦を減らす**。
- ◇面談制度や相談窓口の設計、異文化理解研修などを通じて職場内での意思疎通を円滑化。
- ◇残業管理、安全衛生、生活習慣の違いから生じるトラブルを**未然に把握し、改善策を提案**。

### 経営の助言者

- ◇外国人材を短期採用にとどめず、**中長期的な定着・キャリア形成を踏まえた採用計画の提案**。
- ◇特定技能2号や制度改正を踏まえた経営方針や配置転換の戦略化。
- ◇**離職リスク低減策や、採用・教育・更新に伴うコスト試算**を経営判断の材料として提供。



# World.Human.Support

ご清聴ありがとうございました



<https://wh-support.co.jp/>

